

# 官報

號外 昭和二十一年七月二十六日

## ○第九十回 貴族院議事速記録第十四號

昭和二十一年七月二十五日(木曜日)午前十時六分開議	議事日程 第十四號
昭和二十一年七月二十五日	午前十時開議
第一 辯護士及び辯護士試補の資格の特例に関する法律案(政府提出)	第一讀會
第二 郵便貯金法等の一部を改正する法律案(政府提出)	第一讀會
第三 會計法戰時特例廢止等に関する法律案(政府提出、衆議院送付)	第一讀會
第四 金融緊急措置令(承諾ヲ求める件)(衆議院送付)	第一讀會
第五 日本銀行券預入令(承諾ヲ求める件)(衆議院送付)	會議(委員長報告)
第六 昭和二十一年勅令第九十號(承諾ヲ求める件)(衆議院送付)	會議(委員長報告)
第七 臨時財產調査令(承諾ヲ求める件)(衆議院送付)	會議(委員長報告)
第八 昭和二十一年勅令第百二十號(承諾ヲ求める件)(衆議院送付)	會議(委員長報告)
第九 昭和二十一年勅令第百二十一號(承諾ヲ求める件)(衆議院送付)	會議(委員長報告)
第十 昭和二十一年勅令第百二十二號(承諾ヲ求める件)(衆議院送付)	會議(委員長報告)
第十一 昭和二十一年勅令第百二十三號(承諾ヲ求める件)(衆議院送付)	會議(委員長報告)
第十二 昭和二十一年勅令第百二十四號(承諾ヲ求める件)(衆議院送付)	會議(委員長報告)
第十三 昭和二十一年勅令第百二十八號(承諾ヲ求める件)(衆議院送付)	會議(委員長報告)
第十四 昭和二十一年勅令第百三十號(承諾ヲ求める件)(衆議院送付)	會議(委員長報告)
四十一號(承諾ヲ求める件)(衆議院送付)	一 マシタ
日本銀行券預入令(承諾ヲ求める件)可決報告書	日本銀行券預入令(承諾ヲ求める件)可決報告書
昭和二十一年勅令第九十號(承諾ヲ求める件)可決報告書	昭和二十一年勅令第九十號(承諾ヲ求める件)可決報告書
臨時財產調査令(承諾ヲ求める件)可決報告書	臨時財產調査令(承諾ヲ求める件)可決報告書
内閣總理大臣ヨリ八月二十八日迄三十日間帝國議會ノ會期ノ延長ヲ命スル旨	内閣總理大臣ヨリ八月二十八日迄三十日間帝國議會ノ會期ノ延長ヲ命スル旨

ノ詔書ガ傳達セラレマシタ、其ノ他諸般ノ報告ハ御異議ガナケレバ朗讀ヲ省略致シマス

### 〔參照〕

正四位勳四等 子爵由利正通君職御允裁アラセラル	昭和二十一年勅令第百二十七號(承諾ヲ求める件)可決報告書
去ル二十二日願ニ依リ貴族院議員ノ辭職御允裁アラセラル	昭和二十一年勅令第百五十九號(承諾ヲ求める件)可決報告書
一昨三十三日本院ニ於テ承諾スルコトヲ議決シタル左ノ政府提出案ハ即日之奏上シ又承諾スルコトヲ議決シタル旨ヲ衆議院ニ通知セリ	昭和二十一年勅令第百七十九號(承諾ヲ求める件)可決報告書
○議長(公爵徳川家正君) 去ル十七日岩淵辰雄君、有馬忠三郎君、正田貞一郎君、貴族院令第一條第四號ニ依リ貴族院議員ニ任ゼラレマシタ、又同日大野秀次郎君貴族院令第一條第六號ニ依リ貴族院議員ニ任ゼラレマシタ、又去ル十九日田島道治君、淺井清君、貴族院令第一條第四號ニ依リ貴族院議員ニ任ゼラレマシタ、就キマシテハ淺井君ヲ第二部ニ、有馬君ヲ第三部ニ、岩淵君、正田君ヲ第四部ニ、大野君ヲ第五部ニ、田島君ヲ第八部ニ各々編入致シマシタ	昭和二十一年勅令第百八號(承諾ヲ求める件)可決報告書
同日本院ニ於テ探擇スルコトヲ議決シタル北越線鐵道敷設ニ關スル請願外二件ノ請願ハ各々意見書ヲ附シ即日之政府ニ送付セリ	昭和二十一年勅令第百八號(承諾ヲ求める件)可決報告書
同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ	昭和二十一年勅令第二百四十一號(承諾ヲ求める件)可決報告書
訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案可決報告書	昭和二十一年勅令第二百四十二號(承諾ヲ求める件)可決報告書
同日本院ニ於テ探擇スルコトヲ議決シタル北越線鐵道敷設ニ關スル請願外二件ノ請願ハ各々意見書ヲ附シ即日之政府ニ送付セリ	昭和二十一年勅令第二百四十二號(承諾ヲ求める件)可決報告書
同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ	昭和二十一年勅令第二百四十二號(承諾ヲ求める件)可決報告書
辯護士及び辯護士試補の資格の特例に関する法律案	昭和二十一年勅令第二百四十二號(承諾ヲ求める件)可決報告書
郵便貯金法等の一部を改正する法律案	昭和二十一年勅令第二百四十二號(承諾ヲ求める件)可決報告書
同日本院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ	昭和二十一年勅令第二百四十二號(承諾ヲ求める件)可決報告書
會計法戰時特例廢止等に關する法律案	昭和二十一年勅令第二百四十二號(承諾ヲ求める件)可決報告書
同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ	昭和二十一年勅令第二百四十二號(承諾ヲ求める件)可決報告書
會計法戰時特例廢止等に關する法律案	昭和二十一年勅令第二百四十二號(承諾ヲ求める件)可決報告書
同二十四日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ	昭和二十一年勅令第二百四十二號(承諾ヲ求める件)可決報告書
詒願文書表(第四回報告)	昭和二十一年勅令第二百四十二號(承諾ヲ求める件)可決報告書

本日第五部ニ於テ豫算委員板倉卓造君  
ノ補缺選舉ヲ行ヒシニ名取和作君當選  
セリ

○議長(公爵徳川家正君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス、請暇ノ件ニ付御諸

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

ト 読 メ マ ブ

○議長(公爵徳川家正君) 日程第一、

關する法律案、政府提出、第一讀會、

## 看護士及び看護士試補の資格の特

勅旨を奉じて帝國議會に提出する。

昭和二十二年七月二十三日

内閣總理大臣 吉田 茲

辯護士及び辯護士試補の資格の特

## 第一條 朝鮮辯護士令による辯護士

**第四條** 前三條の規定は、昭和二十

ルコトサ出來ナイト云フコトニナリマ

月十五日以後朝鮮カラ内地、即チ九州

○議長(公爵徳川家正君) 日程第二、

郵便貯金法等の一部を改正する法律案

政府提出、第一讀會、一松遞信大臣

郵便貯金法等の一部を改正する法律案

右

勅旨を擧じて帝國議會に提出する。

昭和二十一年七月二十三日

内閣總理大臣 吉田 茂

遞信大臣 一松 定吉

郵便貯金法等の一部を改正する法律案

第一條 郵便貯金法の一部を次のやうに改正する。

第三條 項中「五十錢」を「五圓」に改める。

第五條 簡易生命保険法の一部を次のように改正する。

第六條 削除

第七條 削除

第八條 削除

第九條 削除

第十條 削除

第十一條 削除

第十二條 削除

第十三條 削除

第十四條 削除

第十五條 削除

保険契約者貸付金ノ辨済ヲ爲すシタルトキハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ貸付金ノ辨済ニ代へ保険金額ノ減額ヲ爲スコトヲ得  
第二十八條中「保険金額又ハ」を「保険金額、」に改め、「還付スヘ等金額」の下に「又ハ保険契約者ニ貸付金額」を加へる。

第二十八條ノ二 政府ハ契約條項

ニ關スル命令ヲ變更スル場合ニ依

於テ簡易生命保険事業ノ經營ノ狀況ニ依リ又ハ事情ノ變更ニ依リ必要アリト認ムルトキハ簡易

生命保険及郵便年金事業委員會ノ議ヲ經テ其ノ變更ノ效力ノ

生命保険及郵便年金事業委員會ノ議ヲ經テ其ノ變更ノ際現ニ存向テ其ノ變更ノ效力ノ及フモノ

スル保險契約ニ付テモ亦將來ニ

年金受取人(年金受取人死亡ノ場合ニ在リテハ年金繼續受取人)ハ

年金契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

第十七條 削除

第十八條中「及前條ノ特別返還金受取人」及び「又ハ特別返還金」を削る。

第十九條第一項を次のやうに改める。

この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。但し、第一條の規定は、公布の日から、これを施行する。

この法律施行前の保險契約につい

ては、簡易生命保険法第四條ノ二、

第八條及び第二十三條第二項の改正規定にかかはらず、なほ從前の規定による。

この法律施行前の年金契約につい

ては、郵便年金法第八條、第十七條、第十八條、第二十二條、第二十三條及び第二十四條の改正規定にかかはらず、なほ從前の規定による。但し、同法第十九條第一項の規定により年金受取人又ハ年金繼續受取人ノ遺族ニ之ヲ支拂フ。

認ムルトキハ簡易生命保険及郵便年金事業委員會ノ議ヲ經テ其ノ變更ノ際現ニ存スル年金契約ニ付テモ亦將來ニ向テ其ノ變更ノ效力ノ及フモノト得

〔國務大臣一松定吉君登壇〕  
○國務大臣(一松定吉君) 只今議題トナリマシタ郵便貯金法等の一部を改正する法律案ノ提案理由ヲ御説明申上ゲマス、此ノ法律案ハ現下ノ經濟事情ニ對シ、國民生活ノ安定確保ヲ圖ル目的ニテ郵便貯金ノ最高制限額、最低制限額、簡易生命保険ノ保險金最高制限額及ビ郵便年金事業經營ノ適正強化ヲ期スル上ガル共ニ、簡易生命保険事業及ビ郵便年金事業經營ノ適正強化ヲ期スル

為、契約條項ニ關スル命令變更ノ效力ヲ既存ノ契約ニモ及シ得ルコトスル等郵便貯金法、簡易生命保険法及ビ郵便年金法ノ一部ニ必要ナル改正ヲ行ハムトスルモノデザイマス、今其ノ内容ノ主ナルモノノ申上ゲマスルナラバ、先ツ第一條ノ郵便貯金法ノ一部ノ改訂アリマスガ、是ハ最近ノ經濟情勢カラ見マシテ、現在ノ一人ノ郵便貯金ノ最高制限額五千圓ヲ一萬圓ニ、預入最低額五十錢ヲ一圓ニ引上ゲムトスルモノデザイマス、次ニ第二條ノ簡易生命保険法ノ關係ニ於キマシテハ、

らず、なほ從前の規定による。但し、同法第十九條第一項の規定による貸付については、この限りでない。

〔國務大臣一松定吉君登壇〕  
○國務大臣(一松定吉君) 只今議題トナリマシタ郵便貯金法等の一部を改正する法律案ノ提案理由ヲ御説明申上ゲマス、此ノ法律案ハ現下ノ經濟事情ニ對シ、國民生活ノ安定確保ヲ圖ル目的ニテ郵便貯金ノ最高制限額、最低制限額、簡易生命保険ノ保險金最高制限額及ビ郵便年金事業經營ノ適正強化ヲ期スル上ガル共ニ、簡易生命保険事業及ビ郵便年金事業經營ノ適正強化ヲ期スル為、契約條項ニ關スル命令變更ノ效力ヲ既存ノ契約ニモ及シ得ルコトスル等郵便貯金法、簡易生命保険法及ビ郵便年金法ノ一部ニ必要ナル改正ヲ行ハムトスルモノデザイマス、今其ノ内容ノ主ナルモノノ申上ゲマスルナラバ、先ツ第一條ノ郵便貯金法ノ一部ノ改訂アリマスガ、是ハ最近ノ經濟情勢カラ見マシテ、現在ノ一人ノ郵便貯金ノ最高制限額五千圓ヲ一萬圓ニ、預入最低額五十錢ヲ一圓ニ引上ゲムトスルモノデザイマス、次ニ第二條ノ簡易生命保険法ノ關係ニ於キマシテハ、





シタ金融緊急措置令外十一件ニ關スル  
特別委員會ノ審査ノ經過並ニ結果ニ付  
テ御報告申上ダマス、委員會ハ去ル十  
一日ヨリ二十三日迄七回ニ瓦リ開會ヲ  
致シマシテ、慎重審議ノ結果全部承諾  
ヲ與フベキエノト決シタノデアリマ  
ス、提案理由ハ曩ニ本議場ニ於テ大藏  
大臣ヨリ御聽キヂバザイマシタカラ、  
更ニ申上ゲルコトヲ省略致シマス、委  
員會ハ十三日ヨリ暫議ニ入りマシテ、  
法案多數ノ爲密範圍ニ亘り質問應答ガ  
ゴザイマシタガ、主トシテ金融緊急措  
置令、臨時財產調査令ニ集中サレタノ  
デゴザイマス、先ツ第一ニ、一委員カ  
ラ、當局ハ之ヲ如何ニ見ルカ、新圓ガ  
梗塞ニアルト思フ、又自由ニ新圓ノ入  
ル方面ト俸給生活者ハ不均衡デアル  
ガ、當局ハ之ヲ如何ニ見ルカ、新圓ガ  
社會ノ一部ノ層ニ氾濫シテ居ルガ、之  
ヲ正常ナ「ルート」ニ戻ス方法ハナイ  
カ、又第二回ノ封鎖ニ處アルコトガ新  
圓ノ退藏ニナツテ居ルト思ノガ如何、  
之ニ對シテ大藏大臣ハ、產業金融ニ付  
テハ御指摘ノ困難ヲ認メルガ、整理ヲ  
必要ト認メルモノハ整理シ、國家ノ必  
要トスル方面ニハ十分ニ資金ヲ貸出し  
テ行ク方針ヲ執ツテ貸出ノ充實ヲ圖リ  
タメト思フ、尙近ク特別ノ復興金融機  
関ヲ設ケルコトニナツテ居ル、又生活  
費モ改善シ、電氣、瓦斯代、學費等モ封  
鎖カラ出セルヤウニシタガ、本來不自  
然デアリ、不都合モアルカラ、サウ  
遠クナイ時期ニ改メルコトガ出來ルト  
思フ、尙近ク特別ノ復興金融機

思フ、一部ニハ過剩購買力ヲ持ツ故  
時ニ行フコトハドウカト考ヘル、部分  
致シマシテ、慎重審議ノ結果全部承諾  
ヲ與フベキエノト決シタノデアリマ  
ス、提案理由ハ曩ニ本議場ニ於テ大藏  
大臣ヨリ御聽キヂバザイマシタカラ、  
更ニ申上ゲルコトヲ省略致シマス、委  
員會ハ十三日ヨリ暫議ニ入りマシテ、  
法案多數ノ爲密範圍ニ亘り質問應答ガ  
ゴザイマシタガ、主トシテ金融緊急措  
置令、臨時財產調査令ニ集中サレタノ  
デゴザイマス、先ツ第一ニ、一委員カ  
ラ、當局ハ之ヲ如何ニ見ルカ、新圓ガ  
梗塞ニアルト思フ、又自由ニ新圓ノ入  
ル方面ト俸給生活者ハ不均衡デアル  
ガ、當局ハ之ヲ如何ニ見ルカ、新圓ガ  
社會ノ一部ノ層ニ氾濫シテ居ルガ、之  
ヲ正常ナ「ルート」ニ戻ス方法ハナイ  
カ、又第二回ノ封鎖ニ處アルコトガ新  
圓ノ退藏ニナツテ居ルト思ノガ如何、  
之ニ對シテ大藏大臣ハ、產業金融ニ付  
テハ御指摘ノ困難ヲ認メルガ、整理ヲ  
必要ト認メルモノハ整理シ、國家ノ必  
要トスル方面ニハ十分ニ資金ヲ貸出し  
テ行ク方針ヲ執ツテ貸出ノ充實ヲ圖リ  
タメト思フ、尙近ク特別ノ復興金融機  
関ヲ設ケルコトニナツテ居ル、又生活  
費モ改善シ、電氣、瓦斯代、學費等モ封  
鎖カラ出セルヤウニシタガ、本來不自  
然デアリ、不都合モアルカラ、サウ  
遠クナイ時期ニ改メルコトガ出來ルト  
思フ、尙近ク特別ノ復興金融機

思フ、一部ニハ過剩購買力ヲ持ツ故  
時ニ行フコトハドウカト考ヘル、部分  
致シマシテ、慎重審議ノ結果全部承諾  
ヲ與フベキエノト決シタノデアリマ  
ス、提案理由ハ曩ニ本議場ニ於テ大藏  
大臣ヨリ御聽キヂバザイマシタカラ、  
更ニ申上ゲルコトヲ省略致シマス、委  
員會ハ十三日ヨリ暫議ニ入りマシテ、  
法案多數ノ爲密範圍ニ亘り質問應答ガ  
ゴザイマシタガ、主トシテ金融緊急措  
置令、臨時財產調査令ニ集中サレタノ  
デゴザイマス、先ツ第一ニ、一委員カ  
ラ、當局ハ之ヲ如何ニ見ルカ、新圓ガ  
梗塞ニアルト思フ、又自由ニ新圓ノ入  
ル方面ト俸給生活者ハ不均衡デアル  
ガ、當局ハ之ヲ如何ニ見ルカ、新圓ガ  
社會ノ一部ノ層ニ氾濫シテ居ルガ、之  
ヲ正常ナ「ルート」ニ戻ス方法ハナイ  
カ、又第二回ノ封鎖ニ處アルコトガ新  
圓ノ退藏ニナツテ居ルト思ノガ如何、  
之ニ對シテ大藏大臣ハ、產業金融ニ付  
テハ御指摘ノ困難ヲ認メルガ、整理ヲ  
必要ト認メルモノハ整理シ、國家ノ必  
要トスル方面ニハ十分ニ資金ヲ貸出し  
テ行ク方針ヲ執ツテ貸出ノ充實ヲ圖リ  
タメト思フ、尙近ク特別ノ復興金融機  
関ヲ設ケルコトニナツテ居ル、又生活  
費モ改善シ、電氣、瓦斯代、學費等モ封  
鎖カラ出セルヤウニシタガ、本來不自  
然デアリ、不都合モアルカラ、サウ  
遠クナイ時期ニ改メルコトガ出來ルト  
思フ、尙近ク特別ノ復興金融機

思フ、一部ニハ過剩購買力ヲ持ツ故  
時ニ行フコトハドウカト考ヘル、部分  
致シマシテ、慎重審議ノ結果全部承諾  
ヲ與フベキエノト決シタノデアリマ  
ス、提案理由ハ曩ニ本議場ニ於テ大藏  
大臣ヨリ御聽キヂバザイマシタカラ、  
更ニ申上ゲルコトヲ省略致シマス、委  
員會ハ十三日ヨリ暫議ニ入りマシテ、  
法案多數ノ爲密範圍ニ亘り質問應答ガ  
ゴザイマシタガ、主トシテ金融緊急措  
置令、臨時財產調査令ニ集中サレタノ  
デゴザイマス、先ツ第一ニ、一委員カ  
ラ、當局ハ之ヲ如何ニ見ルカ、新圓ガ  
梗塞ニアルト思フ、又自由ニ新圓ノ入  
ル方面ト俸給生活者ハ不均衡デアル  
ガ、當局ハ之ヲ如何ニ見ルカ、新圓ガ  
社會ノ一部ノ層ニ氾濫シテ居ルガ、之  
ヲ正常ナ「ルート」ニ戻ス方法ハナイ  
カ、又第二回ノ封鎖ニ處アルコトガ新  
圓ノ退藏ニナツテ居ルト思ノガ如何、  
之ニ對シテ大藏大臣ハ、產業金融ニ付  
テハ御指摘ノ困難ヲ認メルガ、整理ヲ  
必要ト認メルモノハ整理シ、國家ノ必  
要トスル方面ニハ十分ニ資金ヲ貸出し  
テ行ク方針ヲ執ツテ貸出ノ充實ヲ圖リ  
タメト思フ、尙近ク特別ノ復興金融機  
関ヲ設ケルコトニナツテ居ル、又生活  
費モ改善シ、電氣、瓦斯代、學費等モ封  
鎖カラ出セルヤウニシタガ、本來不自  
然デアリ、不都合モアルカラ、サウ  
遠クナイ時期ニ改メルコトガ出來ルト  
思フ、尙近ク特別ノ復興金融機

思フ、一部ニハ過剩購買力ヲ持ツ故  
時ニ行フコトハドウカト考ヘル、部分  
致シマシテ、慎重審議ノ結果全部承諾  
ヲ與フベキエノト決シタノデアリマ  
ス、提案理由ハ曩ニ本議場ニ於テ大藏  
大臣ヨリ御聽キヂバザイマシタカラ、  
更ニ申上ゲルコトヲ省略致シマス、委  
員會ハ十三日ヨリ暫議ニ入りマシテ、  
法案多數ノ爲密範圍ニ亘り質問應答ガ  
ゴザイマシタガ、主トシテ金融緊急措  
置令、臨時財產調査令ニ集中サレタノ  
デゴザイマス、先ツ第一ニ、一委員カ  
ラ、當局ハ之ヲ如何ニ見ルカ、新圓ガ  
梗塞ニアルト思フ、又自由ニ新圓ノ入  
ル方面ト俸給生活者ハ不均衡デアル  
ガ、當局ハ之ヲ如何ニ見ルカ、新圓ガ  
社會ノ一部ノ層ニ氾濫シテ居ルガ、之  
ヲ正常ナ「ルート」ニ戻ス方法ハナイ  
カ、又第二回ノ封鎖ニ處アルコトガ新  
圓ノ退藏ニナツテ居ルト思ノガ如何、  
之ニ對シテ大藏大臣ハ、產業金融ニ付  
テハ御指摘ノ困難ヲ認メルガ、整理ヲ  
必要ト認メルモノハ整理シ、國家ノ必  
要トスル方面ニハ十分ニ資金ヲ貸出し  
テ行ク方針ヲ執ツテ貸出ノ充實ヲ圖リ  
タメト思フ、尙近ク特別ノ復興金融機  
関ヲ設ケルコトニナツテ居ル、又生活  
費モ改善シ、電氣、瓦斯代、學費等モ封  
鎖カラ出セルヤウニシタガ、本來不自  
然デアリ、不都合モアルカラ、サウ  
遠クナイ時期ニ改メルコトガ出來ルト  
思フ、尙近ク特別ノ復興金融機

質シタルニ、政府ハ、軍需補償ヲスルカ  
シナイカト云フコトト、財産税ヲ徵收ス  
ルコトトハ當然ノ因果關係ハナイト考  
ヘル、併シ財產稅ヲ徵收スルトスレ  
バ、軍需補償ガ如何ニナルカト云フコ  
トガ前提ニナルト思フ、國ノ富ハ實質  
的富ガ非常ニ減少シテ居ル、併シ名目  
的預金、名目的ノ財產ハ相當殖エテ  
居ルノデ、此ノ不釣合ヲ是正スルト云  
フ考デアル、財產稅ハ各種ノ財產ヲ合セ  
テ超過累進稅率デ行クノガ最ニ公平ナ  
取リ方ト考ヘテ居ル、免稅點ハ三萬圓  
トカ五萬圓ニナルノデハナイカト云フ  
豫想ヲ持ツテ居ル、擬制資本ノ撤去ト  
云ツテモ、是ハ個人ニ付テノ場合デハ  
才ク、飽ク迄モ國民經濟上カラノ擬制資  
本ノ撤去ト云フコトヲ考ヘテ居ル、又  
他ノ一委員カラハ、財產稅ハ物納ヲ認  
メルカト質問シタルニ、政府ハ財產稅  
ハ物納ヲ認メテ居ル、物納ノ順序ハ先  
づ國債、不動產、ソレカラ株得デア  
ル、併シ流通力ノアル取引所ニカカツ  
テ居ルヤウナ株ハ不動產ヨリ優先シ得  
ルモノト思フ、家賃等ノ順位ハ物納ハ  
認メルガ後ニナルト思フ、出來得ル限  
リ換價シ易イモノヲ取りタイト考ヘテ  
居ル、株券ノ評價ハ三月三日ノ時價ニ  
依ルカ、ソレ以後ノ時價ニ依ルカ考究  
ノ査定ハ苛酷テハナイカト質問致シマ  
ジタノニ、政府ハ農家ノ査定ハ耕作面

スル、供出物ハ全部供出シタモノハ供  
出價格デ、供出不足ノ部分ハ他ノ價格  
テ居ル、農家ノ收入、必要ナ經費ヲ見  
出セ、即ち農業實行組合、町村長等ノ意見  
ヲ聞イテ決メル、要スルニ實收入、實  
際ノ所得主義アヤツテ居ル、サウシナ  
ケレバ闇ヲ助長シ、公平ノ觀念ニ反ス  
ルト考ヘルトノコトデアリマシタ、次  
ニ一委員ヨリ、遞信運輸大臣ニ對シ  
テ、從來國營デアルガ、今後如何ナル  
考デ民主化ノ徹底ヲ期スル積リデアル  
カト云フ質問ガアリマシタ、遞信大臣  
ハ國民ノ聲ヲ能ク聞き、國民ノ爲ノモ  
ノデアルト云フ立場カラ運營シテ行キ  
タイ、又運輸大臣ヨリハ原則トシテハ鐵  
道ハ國營デアルベキモノト考ヘルガ、  
公共的施設トシテ十分民主的ニ國民ニ  
應ヘナレバナラヌトノコトデアリマ  
シタ、又他ノ一委員ヨリ、船舶ノ補償  
ニ付質問シマシタ處、政府ハ今後巨  
額ナル政府ノ損失補償ヲ續ケテ行タコ  
トハ到底出來ナイト云フ見透シテ持ツ  
テ居ル、全然シナイカドウカモハツキ  
コトヲ甚ダ遺憾ニ思フ、之ニ對シテハ  
シテ大藏大臣ハ過去ノ成績ニ付テハ十  
分ノ實效ヲ擧ゲテ居ルト申上げ兼ネル  
コトヲ甚ダ遺憾ニ思フ、之ニ對シテハ  
シテ改革シタイト思ヒ既ニ石炭ニ付  
シテ討論ニ入リマシタ、一委員カラハ、  
金額ハ稀ニ見ル厖大ナ支出デアルカ  
ラ、後ノ處理ニハ篤ト意ヲ用ヒ萬遺漏  
ナキヲ期セラレタイトノ希望ヲ述ベテ  
贊意ヲ表シマシタ、又他ノ委員ハ、或  
ケル物ニ對シテハ低物價政策ヲ維持シナ  
シシタイ、現在ノ政府ノ重要ナ問題ト  
シテ處理ヲ致ス考デアルトノコトデ  
アリマシタ、又緊急勅令ニ依ツテ斯ク  
レテ居ル邦人ノ其ノ後ノ狀況ニ付テ質

積又作付ノ種類ヲ見テ作付毎ニ計算ヲ  
スル、供出物ハ全部供出シタモノハ供  
出價格デ、供出不足ノ部分ハ他ノ價格  
テ居ル、農家ノ收入、必要ナ經費ヲ見  
出セ、即ち農業實行組合、町村長等ノ意見  
ヲ聞イテ決メル、要スルニ實收入、實  
際ノ所得主義アヤツテ居ル、サウシナ  
ケレバ闇ヲ助長シ、公平ノ觀念ニ反ス  
ルト考ヘルトノコトデアリマシタ、次  
ニ一委員ヨリ、遞信運輸大臣ニ對シ  
テ、從來國營デアルガ、今後如何ナル  
考デ民主化ノ徹底ヲ期スル積リデアル  
カト云フ質問ガアリマシタ、遞信大臣  
ハ國民ノ聲ヲ能ク聞き、國民ノ爲ノモ  
ノデアルト云フ立場カラ運營シテ行キ  
タイ、又運輸大臣ヨリハ原則トシテハ鐵  
道ハ國營デアルベキモノト考ヘルガ、  
公共的施設トシテ十分民主的ニ國民ニ  
應ヘナレバナラヌトノコトデアリマ  
シタ、又他ノ一委員ヨリ、船舶ノ補償  
ニ付質問シマシタ處、政府ハ今後巨  
額ナル政府ノ損失補償ヲ續ケテ行タコ  
トハ到底出來ナイト云フ見透シテ持ツ  
テ居ル、全然シナイカドウカモハツキ  
コトヲ甚ダ遺憾ニ思フ、之ニ對シテハ  
シテ改革シタイト思ヒ既ニ石炭ニ付  
シテ討論ニ入リマシタ、一委員カラハ、  
金額ハ稀ニ見ル厖大ナ支出デアルカ  
ラ、後ノ處理ニハ篤ト意ヲ用ヒ萬遺漏  
ナキヲ期セラレタイトノ希望ヲ述ベテ  
贊意ヲ表シマシタ、又他ノ委員ハ、或  
ケル物ニ對シテハ低物價政策ヲ維持シナ  
シシタイ、現在ノ政府ノ重要ナ問題ト  
シテ處理ヲ致ス考デアルトノコトデ  
アリマシタ、又緊急勅令ニ依ツテ斯ク  
レテ居ル邦人ノ其ノ後ノ狀況ニ付テ質

問ヲ致シマシタル處、政府ハ先づ第一  
ニ、聯合軍ニ於テ非常ニ努力ヲシテ戴  
イテ居ル、又此ノ冬ヲ現地ニ過サネバ  
テラヌ多數ノ同胞ニ對スル救濟方法  
ハ、現地ニ日本人會ヲ結成シテ種々  
ケレバ闇ヲ助長シ、公平ノ觀念ニ反ス  
ルト考ヘルトノコトデアリマシタ、又  
他ノ委員ヨリ、石炭增産ノ補給金ニ付  
テ、從來國營デアルガ、今後如何ナル  
考デ民主化ノ徹底ヲ期スル積リデアル  
カト云フ質問ガアリマシタ、遞信大臣  
ハ國民ノ聲ヲ能ク聞き、國民ノ爲ノモ  
ノデアルト云フ立場カラ運營シテ行キ  
タイ、又運輸大臣ヨリハ原則トシテハ鐵  
道ハ國營デアルベキモノト考ヘルガ、  
公共的施設トシテ十分民主的ニ國民ニ  
應ヘナレバナラヌトノコトデアリマ  
シタ、又他ノ一委員ヨリ、船舶ノ補償  
ニ付質問シマシタ處、政府ハ今後巨  
額ナル政府ノ損失補償ヲ續ケテ行タコ  
トハ到底出來ナイト云フ見透シテ持ツ  
テ居ル、全然シナイカドウカモハツキ  
コトヲ甚ダ遺憾ニ思フ、之ニ對シテハ  
シテ改革シタイト思ヒ既ニ石炭ニ付  
シテ討論ニ入リマシタ、一委員カラハ、  
金額ハ稀ニ見ル厖大ナ支出デアルカ  
ラ、後ノ處理ニハ篤ト意ヲ用ヒ萬遺漏  
ナキヲ期セラレタイトノ希望ヲ述ベテ  
贊意ヲ表シマシタ、又他ノ委員ハ、或  
ケル物ニ對シテハ低物價政策ヲ維持シナ  
シシタイ、現在ノ政府ノ重要ナ問題ト  
シテ處理ヲ致ス考デアルトノコトデ  
アリマシタ、又緊急勅令ニ依ツテ斯ク  
レテ居ル邦人ノ其ノ後ノ狀況ニ付テ質

問ヲ致シマシタル處、政府ハ先づ第一  
ニ、聯合軍ニ於テ非常ニ努力ヲシテ戴  
イテ居ル、又此ノ冬ヲ現地ニ過サネバ  
テラヌ多數ノ同胞ニ對スル救濟方法  
ハ、現地ニ日本人會ヲ結成シテ種々  
ケレバ闇ヲ助長シ、公平ノ觀念ニ反ス  
ルト考ヘルトノコトデアリマシタ、又  
他ノ委員ヨリ、石炭增産ノ補給金ニ付  
テ、從來國營デアルガ、今後如何ナル  
考デ民主化ノ徹底ヲ期スル積リデアル  
カト云フ質問ガアリマシタ、遞信大臣  
ハ國民ノ聲ヲ能ク聞き、國民ノ爲ノモ  
ノデアルト云フ立場カラ運營シテ行キ  
タイ、又運輸大臣ヨリハ原則トシテハ鐵  
道ハ國營デアルベキモノト考ヘルガ、  
公共的施設トシテ十分民主的ニ國民ニ  
應ヘナレバナラヌトノコトデアリマ  
シタ、又他ノ一委員ヨリ、船舶ノ補償  
ニ付質問シマシタ處、政府ハ今後巨  
額ナル政府ノ損失補償ヲ續ケテ行タコ  
トハ到底出來ナイト云フ見透シテ持ツ  
テ居ル、全然シナイカドウカモハツキ  
コトヲ甚ダ遺憾ニ思フ、之ニ對シテハ  
シテ改革シタイト思ヒ既ニ石炭ニ付  
シテ討論ニ入リマシタ、一委員カラハ、  
金額ハ稀ニ見ル厖大ナ支出デアルカ  
ラ、後ノ處理ニハ篤ト意ヲ用ヒ萬遺漏  
ナキヲ期セラレタイトノ希望ヲ述ベテ  
贊意ヲ表シマシタ、又他ノ委員ハ、或  
ケル物ニ對シテハ低物價政策ヲ維持シナ  
シシタイ、現在ノ政府ノ重要ナ問題ト  
シテ處理ヲ致ス考デアルトノコトデ  
アリマシタ、又緊急勅令ニ依ツテ斯ク  
レテ居ル邦人ノ其ノ後ノ狀況ニ付テ質

○子爵高木正得君 只今議題トナリマ  
シタ訴訟費用等臨時措置法の一部を改  
正する法律案ノ委員會ニ於ケル審議ノ  
經過並ニ結果ヲ御報告致シマス、本法

ノ理由ヲ少シ申述ベマスルト、本法案ハ七月十日上程セラマシテ、同十一日特別委員會ニ於キマシテ提案ノハ民事刑事ノ訴訟費用及ビ執達吏ノ手數料等ヲ増額セムトスル目的ヲ持ツテ理由ヲ大臣カラ御聽キ致シマシタ、其居ルモノデゴザイマシテ、斯カル費用及ビ手數料等ハ元來ソレム、民事訴訟費用法、刑事訴訟費用法及ビ執達吏手數料規則ナドニ規定セラ、其ノ後ノ經濟情勢ノ變遷ニ應ジマシテ數次ノ改正ヲ經タモノニアリマスガ、最近デハ昭和十九年訴訟費用等臨時措置法トナリマシテ、戰時中ノ暫定的特例ト致シマシテ、増額ノ處置ガ執ラレタ次第アリマス、然ル處、其ノ後二年間ノ經濟状勢ノ變遷ハ誠ニ甚ダシク、例ヲ日本銀行調ノ東京小賣物價指數ニ取フテ見マシテモ、本年二月現在ノ物價ハモノガゴザイマシテ、斯クテハ其ノ爲ニ昭和十九年同期ニ比シ三倍強ノ騰貴ヲ示シテ居リマス、曩ノ暫定措置ニ依ル增加額ハ全ク現在デハ實情ニ副ハヌモノ生活上非常困窮ニ陥ツテ居ルノデアリマス、是ハ延イテハ民刑訴訟及び強制執行制度ノ圓滑ナ運行ヲ阻害シ、戰後經濟ノ復興ニモ支障ヲ來ス處ガアルノデアリマス、從シテ政府ハ此ノ際暫定的ニ是等ノ額ヲ増額シテ、現在ノ窮境ヲ打開スルノガ、本奏ノ提出ノ理由デゴザイマス、至ツテ簡単ナル法案デアリマス爲ニ質疑モホンノ少々デザイマスガ、一委員カラ、豫納金制度ノ還付及ビ豫納金制度ノ負擔輕減ニ關スル質問ガゴザイマシタカラソレヲ御紹介致シマス、豫納金制度ノ還付ニ付

キマシテハ、其ノ還付ノ時期ガ延ビニナツテ當事者トシテハ非常ニ困ル、又豫納金制度ノ負擔輕減、詰リ由當テゴザイマストカ、旅費ゴザイマストカ、サウ云フモノヲ當事者ノ親親シイ友達等ノ證人ガ豫メ辯護士ヲ通ジマシテサウ云フ費用ハ自分トシテハ要ラナイスウ云フ申出ガアツタ時ニ、辯護士カラ正當ナ手續テ以テ其ノ費用ノ豫納ヲ必要トル、斯ウ云フ手續出ノアツタ場合ニハ、豫納金ヲ其ノ不必要額ダケハ減ジルト、斯ウ云フ手續ガアリマスガ、現在ニ於テ是ハ一部行ハレテ居ルサウデアリマスガ、之ヲ一般的ニ行ツテ欲シイト云フ雙方共希望的質問ニアリマシタ、之ニ對シマシテ政府ハ執レモ御趣意ニ副フヤウニ善數料ニ付キマシテノ御質問ガゴザイマスシタガ、是ハ地方ニ依ツテ其ノ手數料が非常ニ違ヒマシテ、例ヘバ大阪、長崎デハ非常ニ執達吏一人ノ收入ガ多ウゴザイマスガ、東京デゴザイマスト、クナツテ居リマス、サウ云フ點ニ付キマシテ、ドウシテ斯ウ云フ差ガアルノカト云フ御質問ニ付キマシテハ、實ハ手數料ハ其ノ地方々々ニ依ツテ違フノ迄ハ政府デ以テ之ヲ保證スル、ソレ以上ノモノハ自分ノ働くギテ出來ルト云フニ存ジマス、從ツテ此ノ際斯ウ云フヤニ手數料ノ値上ニ依ツテ幾分其ノ間決メガアルサウデゴザイマスガ、其ノ

シテハ、司法大臣ハ、憲法改正案ニ松  
テハ、裁判所ノ獨立性ニ鑑ミマシテ、裁  
判官ニハ相當ノ報酬ガ支給サルベキニ  
ノダトサレテ居リマスガ、裁判官以降  
ノ司法部職員ニ付テハ、憲法草案ハ別  
ニ觸レラレテ居ナインデ、之ニ付テハ、  
一段ノ考慮ガ拂ハレナケレバナラナイ  
ト思フ、併シ目下ノ處自分トシテハ目  
體的ナ案ハアリマセヌガ、他方面ト  
關係モアリ、大藏當局トモ十分打合  
シテ微力ナガラ將來格段ノ努力ヲ致シ  
タイト云フ御答辯ガゴザイマシタ、質  
疑應答ハ只今ノ程度テ終リマシテ、方  
ト討論ニ入りマシタ處ガ、別ニ御答辯  
モナク、次イデ採決ニ入りマシタ處、  
全會一致ヲ以テ本案ハ可決スベキモノ  
ト議決致シマシタ、之ヲ以テ御報告ヨ  
終リマス

○議長(公爵徳川家正君) 別ニ御答辯  
モナケレバ本案ノ採決ヲ致シマス、本  
案ノ第二讀會ヲ開クトニ御異議ゴザ  
ト論議致シマシタ、之ヲ以テ御報告ヨ  
終リマス

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナキ  
案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ望ミマス

○子爵秋田重季君 賛成

○議長(公爵徳川家正君) 富小路十爵  
二讀會ヲ開カレムコトヲ望ミマス

○子爵富小路隆直君 直子ニ本案ノ第  
二讀會ヲ開カレムコトヲ望ミマス

○子爵富小路隆直君 直子ニ本案ノ第  
二讀會ヲ開カレムコトヲ望ミマス

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナキ  
ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナキ  
ト認メマス

長ノ報告通り御異議ゴザイマセヌカ  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕  
○譲長(公爵徳川家正君) 御異議ナイ  
ト認メマス

○子爵富小路直君 直チニ本末ノ第  
三讀會ヲ開カレムコトヲ望ミマス

○子爵秋田重季君 賛成

○譲長(公爵徳川家正君) 富小路子爵  
ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○譲長(公爵徳川家正君) 御異議ナイ  
ト認メマス

○譲長(公爵徳川家正君) 本案ノ第三  
讀會ヲ開キマス、本案全部、第二讀會  
ノ決議通り御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○譲長(公爵徳川家正君) 御異議ナイ  
ト認メマス、次會ノ議事日程ハ決定次  
第稟報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日  
ハ是ニテ散會致シマス

午前十一時零分散會